

廃食用油の拠点回収が始まります

廃食用油をCO₂削減効果の高い燃料へ利活用するしくみの構築をめざし、市内8カ所で廃食用油の拠点回収を開始します。集められた廃食用油は将来的に、次世代航空燃料(SAF)に生まれ変わります。ぜひご協力ください。

【生活環境課】

●回収対象となる油の種類

家庭から出る廃食用油

※対象外…マヨネーズ、ドレッシング、動物性油脂(ラード、バターなど)、エンジンオイル、灯油などの鉱物油

●回収ボックス設置場所

保健福祉センター、オークワ高野口店、オークワオーストリート橋本彩の台店、スーパーセンターオークワ橋本店、紙の杜橋本北センター、紙の杜紀州高野センター、松源伏原店、松源橋本店

●回収方法

ペットボトルに入った廃食用油を回収ボックスに入れてください。

●回収開始日 10月20日(月)

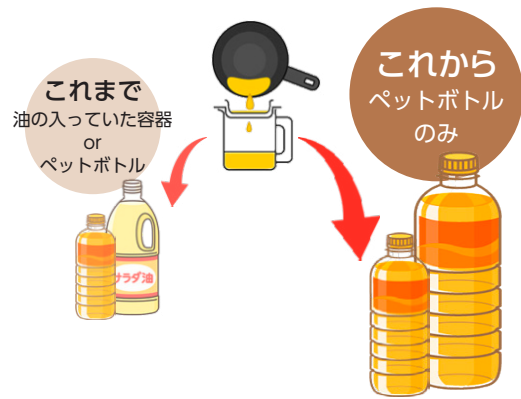
※時間は各回収場所の営業時間に準じます。

●問合せ 生活環境課 環境企画係 ☎33-3702



定例収集について

これまでどおり、ごみステーションのコンテナへ排出することもできます。



※未開封の場合は、もとの容器のまま排出できます。

12 つくる責任
つかう責任



充電電池は安全に排出しましょう

繰り返し使える充電電池は便利ですが、ごみとして排出するときには注意が必要です。衝撃や圧力が加わると破裂・発火し、重大事故につながるおそれがあります。数年前には橋本周辺広域ごみ処理場で火災が発生し、数億円規模の損害が出たほか、ごみ収集車での事故も複数確認されています。ルールを守って排出をお願いします。

【生活環境課】

●充電電池とは

充電して繰り返し使える電池です。乾電池の数十倍のエネルギーを蓄えるものもあり、多くの家電製品に使われています。

例) スマートフォン、モバイルバッテリー、電子たばこ、ゲーム機など

●3STEPで安全に処分しましょう

1 メーカー回収が可能かどうか確認し、回収サービスを利用する。充電電池や充電電池を搭載した製品は、メーカーが回収を行っている場合があります。

2 J B R C回収対象製品かどうか確認し、回収ボックスに入れる。一般社団法人J B R C(小型充電式電池リサイクルセンター)が家電量販店などに設置している回収ボックスを利用できる製品があります。

3 有害危険ごみに排出する。①②の対象でない場合は、端子部をテープで絶縁して有害危険ごみに排出してください。

絶対に可燃ごみや破碎選別ごみに混ぜないでください。

●膨張した充電電池について

膨張した(ふくらんでいる)充電電池は、左の方法で処分することができません。生活環境課もしくは環境美化センター窓口へ直接持ち込んでください。

●問合せ 生活環境課 環境企画係 ☎33-3702



12 つくる責任
つかう責任



秋の全国火災予防運動

11月9日(日)~15日(土)の1週間、「秋の全国火災予防運動」が実施されます。空気が乾燥して火災が起こりやすくなる時期を迎えるにあたり、日ごろの習慣や防火対策を見直してみませんか。

【橋本市消防本部、伊都消防組合消防本部】

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

▶住宅用火災警報器を設置しましょう

火災で亡くなる経緯で最も多いのが「逃げ遅れ」です。火災の発生に素早く気づき、逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務付けられています。

住宅用火災警報器は電気店、家電量販店、ホームセンターや消防用設備の取扱店で購入できます。大切な命を守るため、必ず設置しましょう。

▶入賞作品を展示します

市内小学4年生による防火ポスター

- 期間 11月15日(土)~16日(日) 9:00~17:00
- 場所 教育文化会館

高野口小学校、応其小学校5年生による防火標語

- 期間 11月11日(火)~16日(日) 9:00~17:00
- 場所 かつらぎ総合文化会館

▶問合せ 橋本市消防本部 ☎33-0119

伊都消防組合消防本部 ☎22-0119

11 住み続けられる
まちづくりを



空家再生インフルエンサー養成講座

市で空家再生に挑戦する人を支援するため、空家の再生方法やSNSの使い方などについて学べる講座を開催します。

【建築住宅課】

日時	講座内容
12月20日(土) 10:00~17:00(予定)	橋本市の空家対策
	空家の活用
	D I Y体験会
	活用事例紹介
12月21日(日) 9:00~17:00(予定)	空家活用の情報発信
	S N Sの効果的な活用
	活用事例紹介
	空家バンク登録物件内覧

▶場所 橋本商工会館

▶定員 30人

▶費用 無料

▶受付期間 11月4日(火)~28日(金)

- 全講座に出席できる人のみ申込みできます。
- 定員を超える申込みがあった場合、申込み内容により選考します。
- 講座受講者は翌年度以降の市の空家対策支援で優先的に取り扱われる場合があります。
- 詳しくは市ホームページ(下のQRコード)をご確認ください。

▶問合せ 建築住宅課 ☎33-1115



11 住み続けられる
まちづくりを

